

T A C株式会社定款

平成 18 年 6 月 21 日改訂

平成 21 年 6 月 19 日改訂

令和 3 年 6 月 25 日改訂

令和 4 年 6 月 27 日改訂

令和 5 年 3 月 2 日改訂

定 款

第 1 章 総 則

（商号）

第 1 条 当社は、T A C株式会社と称し、英文ではTAC CO., LTD. と表示する。

（目的）

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 国家試験その他資格試験等の教育
2. 税務・会計・情報処理・不動産・経営管理・販売・人事・法律全般に関する情報の提供・研修、認定試験の企画・実施およびコンサルティングならびにこれらに関する出版物およびテープの企画・製作・販売
3. コンピューターのソフトウェアの開発
4. 会員向け通信販売
5. 有料職業紹介事業
6. 労働者派遣事業
7. 損害保険代理業
8. 生命保険の募集に関する業務
9. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機関）

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

（公告方法）

第 5 条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7,400万株とする。

（自己株式の取得）

第7条 当会社は、法令の定めるところに従い、取締役会の決議により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

（株主名簿管理人）

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託する。

（株式取扱規程）

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

（招集）

第11条 当会社の定時株主総会は、基準日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（基準日）

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第14条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 当会社の会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と

を区別して選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社の取締役の選任は、累積投票によらないものとする。
- ④ 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- ⑤ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

第21条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。

(招集通知)

第22条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第23条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第25条 当会社の取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役の賠償責任につき、法令の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、これを免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 当会社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

第29条 当会社の監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第30条 当会社の監査等委員会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会 計 監 査 人

(選任)

第31条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任期)

第32条 当会社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当)

第35条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日を基準日として、剰余金の期末配当を行うことができる。

（中間配当）

第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（除斥期間）

第37条 当社の期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。

附 則

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第38回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

② 第38回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、同株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。

以 上